神戸市立宮本小学校　いじめ防止等のための基本的な方針

［本校の教育］

学校教育目標

つたえる　つながる

いきいき　えがお　宮本小

［めざす子供像］

自ら学び続ける子　　自分も友達も　　元気いっぱい
大切にできる子　　活動できる子

はじめに

宮本小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、教育目標「つたえる　つながる　いきいき　えがお　宮本小」を基軸とし、「いじめ防止対策推進法」第１３条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するべく、基本的な方針（以下「宮本小学校基本方針」という。）を策定する。

平成２６年３月　　神戸市立宮本小学校
令和８年４月改訂

１．いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、宮本小学校基本方針に基づき、保護者、地域、と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進める。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、　第三者なし」を核とした指導を行う。

２．いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

３．いじめの基本認識

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
○いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
○いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
○いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
○いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
○いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
○いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
○いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

４．教職員の姿勢

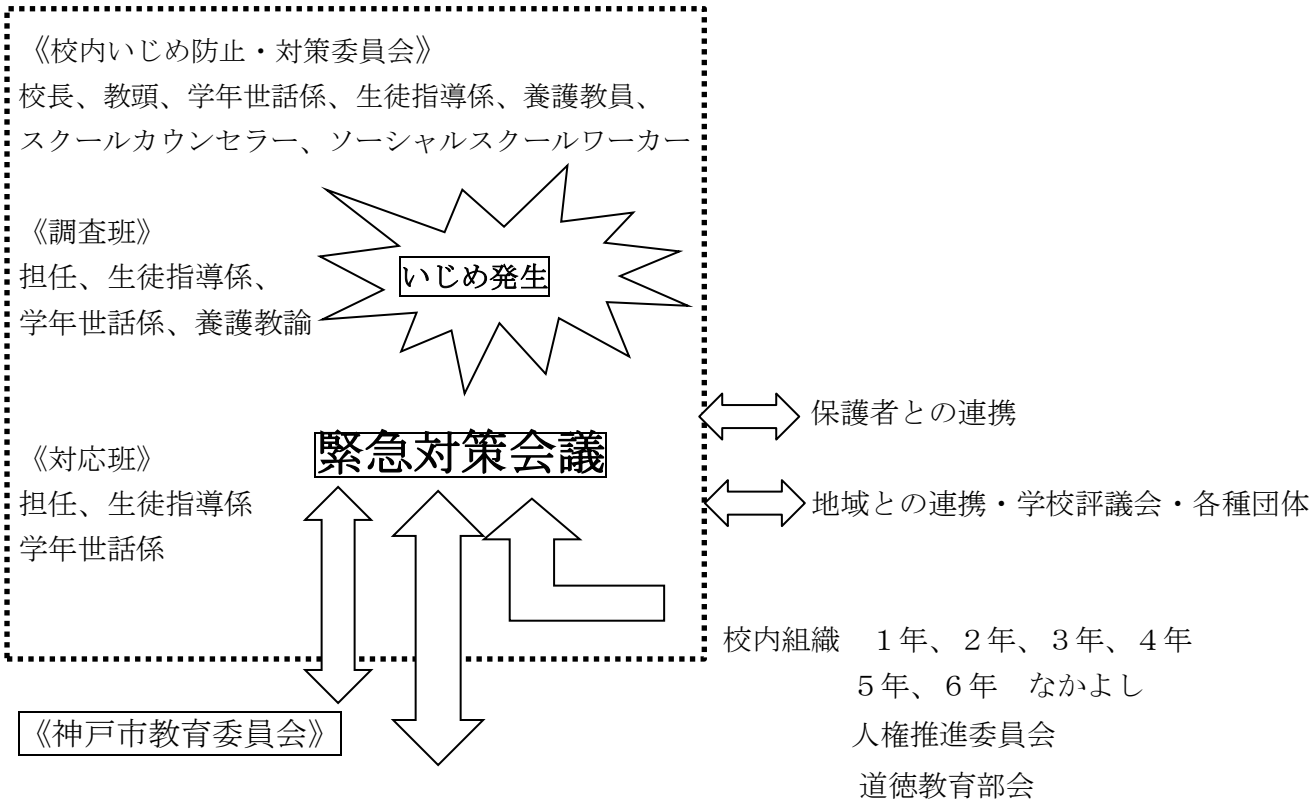
・児童一人一人が所属間の味わえる学級・学校づくりに努める。
・教師と児童の信頼関係を図り、児童同士の信頼関係づくりの支援に努める。
・授業の中で「力のつく授業」を実施し、子供の基礎学力の充実を図り達成感を味わわせる。
・研修や情報交換を通して、教職員の人権感覚を高めるとともに、学校生活での様々な機会を捉え、児童の人権感覚も高めていく。
・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝える。
・いじめの兆候を見逃さないよう、言動や交友関係、表情や態度の変化など児童の様子に気を配り、教職員がそれぞれの場面で知り得た情報を積極的に交換することで、情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職、生徒指導係、世話係などに報告し、組織的に対応する。
・保護者や地域の方々からの情報を真摯に受け入れ、対応する。

５．校内いじめ防止・対応委員会と関係機関の連携

（１）状況に応じた関係機関との連携

・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築する。

【校内と校外との連携図】



《 状況に応じた関係機関との連携 》

暴行、恐喝、傷害等、刑法に抵触する時・・・ 葺合警察署、神戸中央サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時・・・・ 神戸市こども家庭センター・中央区役所こども家庭支援室
当該児童の心身に影響がある時・・・・・・・ 医療関係等

（2）校内いじめ防止・対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年世話係、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラー等の参加による、校内いじめ防止・対策委員会を設置する。

（3）校内いじめ防止・対策委員会の役割

・本校におけるいじめ防止等への取組に関することや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行う。
・いじめの相談があった場合には、当該担任等加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員で共有する。
・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を行う。
・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

６．いじめの未然防止・早期発見

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

	４月	５月	６月	７月	８月
未然防止に向けた取組	学年・学級作り	実態把握	学年学級作り	人間関係作り	日々の生活から
早期発見に向けた取組			教育相談 生活ｱﾝｹｰﾄ実施		
職員会 研修等の 取組	職員会 情報交換 基本方針、指導計画に関する研修 児童理解研修	職員会 情報交換	職員会 情報交換	職員会 情報交換	危機管理研修 児童理解研修 学級経営研修

	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
未然防止に向けた取組		学年・学	級づくり	人権週間	人間関係	づくり	
早期発見に向けた取組			生活ｱﾝｹｰﾄ実施	教育相談		生活ｱﾝｹｰﾄ実施	
職員会 研修等の 取組	職員会 情報交換	職員会 情報交換	職員会 情報交換	職員会 情報交換	職員会 情報交換	職員会 情報交換 学校自己評価	職員会 情報交換 新年度計画 次年度引継ぎ

７．いじめ防止に向けて

＊いじめ防止のための３本柱・・・「未然防止」「早期発見」「早期対応」

（１）未然防止（いじめを生まない集団づくり、絆づくり）

○「いじめは、どこにでも、だれにでも起こりうる」という認識を持ち、『いじめに向かわない』子供に育てる。

＊子供の様子、学級の様子を知る。　　＊認め合う助け合う仲間づくり。

＊命や人権に対する意識を育てる。　　＊「自尊感情」を高める。

①子供や学級の様子を知る。

○教職員の気づきが大切・・・同じ目線で共に笑い、泣き、怒る。－状況や精神状態を推し量る。

○実態把握・・・子供たちの意識や人間関係等、正確に実態を把握する。

②互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくりをする。

○子供たちのまなざしと信頼・・・子供たちの良きモデルとなり、信頼されるように常に努力する。

○心の通い合う教職員の協力体制・・・子供と向き合う時間の確保を心がける。

○自尊感情を高める、学習活動や行事・・・違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声かけ。

○子供たちの主体的な活動・・・異年齢交流、児童会活動等の活動を通していじめのない学校を作る。

③命や人権を尊重し豊かな心を育てる。

○人権教育の充実・・・「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」
子供たちが人の痛みを思いやることができる。

○体験教育の充実・・・意識的に発達段階に応じて体験教育を体系的に展開する。

○コミュニケーション活動を重視・・・他者の痛みや感情を共感・受容できる感受性を育成する。

④保護者や地域の方への働きかけをする。

○授業参観、学校公開デイズ　　○学級、学校だより　　○学校ホームページ

（２）早期発見　子どもの変化を敏感に教職員は察知する。

○「先生の気づき」最も重要。子供の様子からの「気づき」だけでなく、保護者などからの情報からも敏感に「気づく」ことが大切である。

○日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

○得た情報に関しては、情報の共有・連携した情報収集を進める必要がある。

①教職員のいじめに気づく力を高める。

○子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを守る。

○共感的に行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

②早期発見のための手立て。

○日々の観察・・・子供がいるところには、教職員がいる。目の届かない所を作らない。

○観察の視点・・・集団として“健康”かどうか見る視点が大切である。

○生活アンケート・・・アンケートは“氷山の一角”という意識で受け止める。

③相談しやすい環境づくりを進める。

○本人からの訴えに対して・・・心身の安全を保証し、事実関係や気持ちを傾聴する。

○周りの子供からの訴えに対して・・・他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○保護者からの訴えに対して・・・保護者の気持ちを理解し、信頼関係を築くことが大切である。

④地域の協力を得る。

○日頃からの信頼関係を築くことが大切である。

○見守り活動、「こども１１０番」など継続的に子供たちに関わってくださる方を中心に情報提供、情報交換、協議できる場を設ける。

○気になる言動があれば、すぐに学校へ連絡が入る体制づくりに努める。

（３）早期対応

☆いじめ発見時の緊急対応

いじめ情報のキャッチ

・校長、教頭、生徒指導係に連絡し、校内いじめ対応委員会を招集する。
・いじめられた子供を見守る体制を整備し、徹底して守る。

正確な実態把握

・当事者だけでなく周囲の子供や保護者からも聴き正確に把握する。
・保護者対応は複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に対応する。
＊誰が誰をいじめているのか？・・・加害者と被害者の確認
＊いつ、どこで起こったか？・・・時間と場所の確認
＊どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・内容
＊いじめのきっかけは何か？・・・背景と要因
＊いつごろから、どのくらい続いているのか？・・・期間

指導体制、方針決定

・指導のねらいを明確にする。
・すべての教職員の共通理解を図る。
・対応する教職員の役割分担を考える。
・教育委員会、関係機関との連携を図る。

子供への指導・支援

○いじめられた子供に対して
・共感することで安定を図る。
・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝える。
・必ず解決できる希望が持てることを伝える。

○いじめた子供に対して
・気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導する。
・孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる。

○周りの子供に対して
・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
・いじめを訴えることは、正義の基づいた勇気ある行動であることを指導する。

保護者との連携

・その日のうちに面談し、事実関係を伝える。
・指導方針を伝え、対応について協議する。
・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
・継続して家庭と連携し、取り組むことを伝える。

今後の対応

・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
・教育相談、その後の状況把握に努める。
・事例の検証、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むこと、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

８．特別な支援を必要とする児童への配慮

・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に配慮する。

・いじめを許さない豊かな心を育てていくために、個々の児童を尊重する教育の推進を進める。また、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

９．インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

・インターネットやソーシャルメディアの特殊性や危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施すると共に、児童・保護者・地域への啓発に努める。

10．連携・協力体制等

①保護者・地域との連携

・ＰＴＡや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信し、家庭や地域での協力を依頼する。

・ＰＴＡやKMT応援団（神戸っ子応援団）と連携して地域との交流を深め、地域での見守り意識の高揚に努める。

②関係機関との連携

・健全育成の取組や犯罪行為等の対処に関して、警察や少年サポートセンター、法務局と連携した対応をする。

③学校相互間の連携

・いじめを受けた児童、いじめをした児童が他の学校にいる場合を想定して、迅速で適切な指導を行うことができるように、平素から情報交換を行い、連携体制を構築しておく。

④児童の自発的取組、および小中連携

・小中連携で９年間通した「いじめ防止への意識」を高める活動を展開する。

11．重大事態への対応

①重大事態の報告と調査

・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告する。

・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

②調査結果の報告

・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切に説明する。

12．その他

①学校評価

・学期ごとに、いじめに対する生活アンケート調査を取り、その結果をもとに取組に生かす。

②基本方針の改訂

・神戸市立宮本小学校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜「宮本小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂を行う。また、年度末には点検を含め方針をチェックし、実態に即したものとする。

令和８年４月改定